

特例判事補制度

- 判事補は原則として1人で裁判をすることができないなどの職権の制限があるが、判事補等として5年以上の経験を有する者のうち、最高裁により指名がなされた者は、判事と同等の権限を有し、単独で訴訟事件等を担当（判事補の職権の特例等に関する法律）。
- 判事の不足を補う必要性から当分の間の特例として設けられたものであるが、長年の実績によって実務に定着した制度として機能。
- 特例判事補の現状
 - ・ 約400人が全国各地の裁判所で事件を担当。そのうち、300人以上が民事・刑事の訴訟事件などを単独で担当。
約130人が支部配置で、そのうち、約20人は離島、遠隔地などのいわゆる1人配置支部に勤務。
 - ・ 民事・刑事の単独訴訟事件のほか、執行事件、家事事件など多様な事件を担当。

基本的な考え方

- 事件処理要員の確保の観点から、判事の増員や弁護士任官等の推進による事件処理態勢の充実状況を見ながら見直していく必要。
- 当面は、特例判事補の担当職務の在り方等について、運用の改善に向けた方策を講じていく方向。

今後の方針

当面は、条件整備の状況を踏まえつつ、特例判事補が単独訴訟事件を担当する時期を、任官7年目ないし8年目へシフトすることを目標。

- ・ 特例判事補の見直しのためには、これに代替する判事を確保することが必要不可欠。また、これと並行して、審理の充実・迅速化、事件増加へ対応するため、判事による事件処理態勢の充実強化を図る必要。

担当事務をこれまで以上に合議事件に振り向けるとともに、各種非訟事件等の多種多様な事件とすることを工夫するなどして、段階的な見直しを推進する予定。

- ・ 地家裁の合議事件を中心として、各種非訟事件（破産、執行等）、簡裁の訴訟事件、調停事件を担当することを想定。
- ・ 外部経験の多様化を図るとともに、判事補の研さん態勢を一層充実。